可馳企業管理諮詢（上海）有限公司
https://www.cochicon.com
TEL: 21-6418-8983

CoChi
Consulting

CoChi HR Navi ---Vol.253---

2022.11.24
コチ コンサルティング

11月24日より、上海市内への入域5日以内の行動制限が実施されます。内容は各所から報告されていますが、CoChi Navi.は下記です。ご参照下さい。本号では、昨年11月から年末にかけ各地で施行された“育児休暇”と施行地域が拡大している“介護休暇”の最新情報を共有致します。

また、トータルリワードレポート **以薪伝心2023**の参加お申込みは11月11日で終了しましたが、追加お申込みをご検討の方はお問い合わせ下さい。併せて、下記の以薪伝心報告会では、データ分析と併せて、2023年の人事施策、コロナ禍における民営企業、欧米系企業の人事施策実例共有を企画しております。ぜひご活用下さい。お問い合わせ先：info@cochicon.com

Navi 《上海市へ入る者の健康管理の更なる強化》オフィスビル、地下鉄や空港等の公共交通機関、医院、派出所街道事務所等の政府部門及びコンビニエンスストアは制限を受けません。 企業は従業員個人の状況に合わせて合理的に出張を手配し、従業員個人の生活に不必要な不便をもたらさない配慮が必要となります。

2023以薪伝心報告会 ★データ提出企業様限定参加可能。

【日時・形式】※コロナ感染拡大のため、蘇州、北京もオンラインに変更になりました

全体報告会ーオンライン：11月30日（水） 中国時間 14:00~16:00
蘇州報告会ーオンライン：12月08日（木） 中国時間 14:00~16:00
北京報告会ーオンライン：12月15日（木） 中国時間 14:00~16:00
※具体的な参加方法は開催前日メールにて別途お知らせいたします。
【費用】無料 【言語】日本語 【お申込】全体報告会/蘇州報告会/北京報告会

全体報告会　蘇州報告会　北京報告会

HR Library

注目Q＆A
・労働者の社会保険納付地域が複数ある場合、どこで定年退職手続きをするべきですか？ >>LINK
・定年間近社員の労働契約を更新しないようにすることはできますか？ >>LINK

内容【人事・労務情報】
■各地の育児休暇、介護休暇の更新 ～上海以外のほぼ全土で介護休暇実施～
■定年再雇用の実態 ～定年再雇用実施企業は約４割～

■各地の育児休暇、介護休暇の更新 ～上海以外のほぼ全土で介護休暇実施～

少子高齢化対策として、昨年５月に３人目の出産を許可されたことに伴う、就労者の出産、育児支援ならびに、介護支援の法定休暇が増加しています。下表の①「延長出産休暇」時の賃金は地域により生育保険負担と企業負担が混在しています。他の②、③、④の休暇は法定（申請された場合は許可しなくてはならない）であり、休暇時の賃金は企業負担の有給休暇です。

市/省	①延長出産休暇	②看護休暇	③育児休暇			④介護休暇		
			子女年齢	年間休暇	対象	対象（*1） 一人子	対象（*1） 非一人子	父母状況
上海	60日	10日						
北京	60日	15日	３歳以下	5日	両親	10日	未確定	一人っ子の父母が看護を要する場合
天津	60日	15日	３歳以下	10日	両親	20日	10日	満60歳以上の父母が入院治療を要する場合
重慶	60日	20日	夫婦一方が１年間、または６歳まで両親が５-10日/年			10日	無し	入院治療し２級以上の看護を要する場合
成都	60日＋30日*2	20日	３歳以下	10日	両親	15日	７日	老人が入院治療中で介護を要する場合
武漢	60日	15日	３歳以下	10日	両親	15日	10日	老人が生活能力喪失または入院治療の期間
大連	60日	20日	３歳以下	10日	両親	15日	無し	満60歳以上の父母が入院治療を要する場合
山東	60日	7日	３歳以下	10日	両親	10日	７日	満60歳以上の父母が入院治療を要する場合
江蘇	30日	15日	３歳以下	10日	両親	5日	無し	満60歳以上の父母が入院治療を要する場合
浙江	60日/90日*3	15日	３歳以下	10日	両親	5日	無し	満60歳以上の父母が入院治療を要する場合
広東	80日	15日	３歳以下	10日	両親	① 5日 ②15 日	無し	①両親が60歳以上の場合 ②60歳以上の両親が入院治療の場合

可馳企業管理諮詢（上海）有限公司
https://www.cochicon.com
TEL: 21-6418-8983

Navi
2023年１月１日から施行される改定《婦女権益保障法》では、女性差別撤廃の観点から、従業員の婚姻状況、生育状況（子女の有無、人数）に関わる情報の（強制）収集が禁止されます。人事管理の実務上、生育休暇、育児休暇を正しく付与・管理するための対応施策の検討が必要と思われます。
例）「法規に則らない結婚による出産」の場合、生育休暇、生育休暇時の保険料（賃金補填）が付与されないなどの規定があります。企業が結婚状況を把握できない場合、管理に支障をきたすことが考えられます。生育休暇申請時には出生証明書の提出を求め、法規に則た婚姻状況であるかを確認するなどの人事管理諸規定・運用の修正が必要となると考えられます。

■定年再雇用の実態（CoChi会員ミニアンケートより）～ 定年再雇用実施企業は約４割～

少子高齢化による労働人口減少に伴う、定年年齢の引き上げが長らく議論・検討されていますが、いまだ、具体的な動きはありません。日系企業においても、進出履歴が長い企業を中心に、定年退職を迎える従業員が出始めています。
定年退職：https://www.cochicon.com/site/market_con/1881
定年を迎えたのち、労務契約を締結し、再雇用するケースが増加しています。CoChi会員企業むけミニアンケートから、定年再雇用の実態ヒアリングから一部を共有します。

①定年再雇用の実施状況　有効回答　93社

②定年再雇用を実施する理由　有効回答　39社

③実施している職種

	（社）
管理職	24
専門技術職(財務、エンジニア等)	22
現場作業員	6
その他	9
有効回答	**61**

④月次賃金

	（社）
２者間協議により約定	14
定年退職前の100%	6
定年退職前の60%～80%	4
定年退職前の給与から養老保険を差し引いた金額	9
その他	6
有効回答	**39**

Navi　間もなく多くの企業で支給時期を迎える賞与については、一般従業員同様、評価に応じて支給するという企業が最多で16社（41%）、支給しない企業が10社25%でした。
政策では、定年再雇用者の所得税に給与所得税率の適用が始まっています（上海市）。一般従業員同様の労災保険への加入は地域により実施されています。定年再雇用の適正定着にむけた過渡期にあると言えます。